

特殊車両通行許可の申請者の皆様へ

【許可証の注意点】

① 許可証で示されている車両諸元の値、つまり「許可値」を超えて通行する事は出来ません。

② 「車検証」での総重量以内であっても、「許可値」を超えて通行する事は出来ません。

許可値の総重量 ≠ 車検証の総重量
（「橋」等の構造上、通行可能な値） （「車」の構造上、走行可能な値）